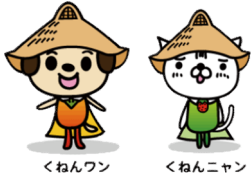


★ 記入例 ★

待ってるワン♪
よろしくニャン♪

はよ～出してくいたらがばいうれしか～

(早く提出してくれたらすごくうれしい)



ワンストップ特例申請書と本人確認書類は《寄附した翌年の1月10日必着》です。
年末年始の提出は郵便も大変混み合いますので、間に合わなくなってしまうことも考えられます。
申請の漏れを防ぐためにも、できるだけ早めのご提出をお願いします。
申請後、ご都合（医療費控除など）により**後から確定申告に切り替えることも可能です。**

令和X年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

1	令和 X 年 5 月 1 日		整理番号	XX-999999999999
	神崎市長 殿		フリガナ	カンザキ タロウ
	〒123-4567		氏名	4 神崎 太郎
	住所 2 ○○県○○市○○町○ ○ 番地=		個人番号	5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	電話番号 3 ○○○-○○○○-○○○○		生年月日	6 昭和60年4月1日
				△△番地

・個人番号など、未印字の箇所のご記入をお願いします。

・予め印字されている箇所は、印字内容に間違いがないかを確認し、訂正する場合は**二重線で消し、朱書きで正しい内容の記入**をお願いします。

※申請書と本人確認書類とで名前や住所が一致している必要があります。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

①提出日
(記入日)

②住民税を納めている住所

③日中連絡のつく電話番号
※不備連絡などでご連絡差し上げる場合がございます

④氏名
フリガナ

⑤マイナンバー

⑥生年月日(和暦)

⑦確定申告をする必要がない

⑧5自治体以内の寄附である

※⑦⑧どちらも該当する方のみワンストップ特例申請の利用が可能

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和X年3月15日	¥10,000-

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☑	7
<small>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。</small>		
<small>(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</small>		
<small>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</small>		
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☑	8
<small>(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</small>		

【お願い】

- ※寄附1件につき申請書1枚のご提出となります。
- ※複数寄附分を1枚にまとめた申請は受け付けられませんので、ご理解の程よろしくお願いたします。
- ※申請後に氏名や住所など記載事項に変更がある場合にも1月10日必着で「変更届」のご提出が必要となります。変更届をご提出の際は変更部分が確認できる書類の提出が必要ですので、ご理解の程よろしくお願いたします。
- ※ワンストップ特例申請の受付完了の通知やその他連絡は、電子メールまたは電話にて行います。
- 迷惑メール対策やドメイン指定受信等を設定されている方は『@furusato.city.kanzaki.saga.jp』と『@sdcns.co.jp』の受信設定をお願いいたします。

★この用紙に貼ってください★

※お好きなどころに貼っていただいて結構です

寄附者様のマイナンバー確認と身元確認のため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

個人番号カードなどのコピーを本紙に貼り付けて、ワンストップ特例申請書と一緒に送付してください。

なお、不鮮明等で判読できない場合は、再提出をお願いすることがあります。

A **B** **C** いずれかをご提出下さい。

個人番号カードをお持ちの場合

のりしろ

A ①個人番号カードの両面コピー



両面

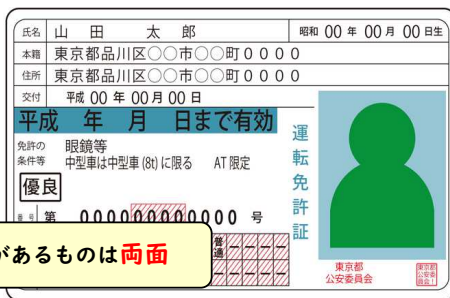
個人番号カードをお持ちでない場合

のりしろ

B ②通知カードまたは
マイナンバーが記載された住民票のコピー



③写真付きの身分証明書のコピー (1点)



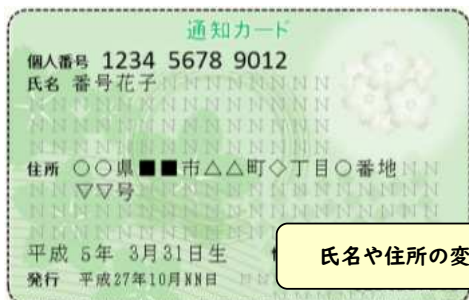
- (下記より1点)
- ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書
 - ・パスポート
 - ・在留カード
 - ・各障がい者手帳
 - ・その他写真付き証明書等

② 1点
③ 1点
合計 2点

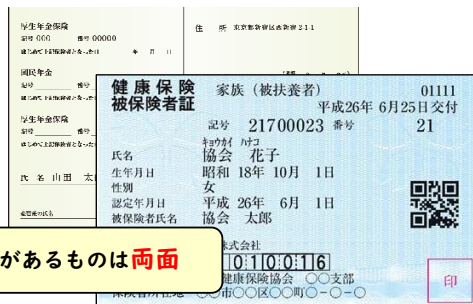
氏名や住所の変更の記載があるものは両面

令和2年5月25日より、氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しないマイナンバー通知カードはマイナンバー確認書類として利用できなくなりました。変更が生じている場合は、マイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書をご提出ください。

C ②通知カードまたは
マイナンバーが記載された住民票のコピー



④写真なしの身分証明書のコピー (2点)



- (下記より2点)
- ・健康保険証
 - ・年金手帳
 - ・児童扶養手当証書
 - ・公共料金の領収証
 - ・納税証明書
 - ・その他公的証明書等

② 1点
④ 2点
合計 3点

氏名や住所の変更の記載があるものは両面

令和2年5月25日より、氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しないマイナンバー通知カードはマイナンバー確認書類として利用できなくなりました。変更が生じている場合は、マイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書をご提出ください。